

# 東吾妻町放課後児童クラブ

## 入所のしおり



# 東吾妻町放課後児童クラブのしおり

「放課後児童クラブ」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る施設です。

## 1 保育方針

家庭的な雰囲気の中で、児童の自主性、主体性を重んじ、自由でのびのびとした保育を行うことを基本方針としています。

## 2 入所対象

原則として町内に住所を有し、保護者等が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童が対象です。

## 3 保育内容

児童は、放課後児童支援員のはたらきかけや援助のもと、毎日の生活の中で様々な体験を通して成長・発達していきます。そのために、一人一人が大切にされ、仲間や指導員と楽しく遊び、生活できるよう環境づくりを行います。

## 4 開設時間

- ・ 月曜日～金曜日 放課後から午後6時30分まで
- ・ 土曜日 午前7時30分から午後6時00分まで
- ・ 長期休業中（春・夏・冬休み）、学校の休業日等  
午前7時30分から午後6時30分まで

注1) 土曜日や長期休業中などについては、利用者の状況によって時間等が変更となる場合があります。

注2) 平日の午後6時00分～6時30分、また、休業日等の朝夕の送迎時間については、事前に利用する児童クラブにご相談ください。

## 5 保育料

○通常利用	月 額	7,000 円
○短期利用	1時間あたり	200円
	1日上限	1,000円
	月額限度額	7,000円

※短期利用とは、週2日以内の利用で、年間を通じて利用する場合を対象としています。週3日以上の利用がある月は、通常利用扱いとする場合があります。

- ・月の途中で入退所の場合は日割り計算を行います。
- ・生活保護世帯・町民税非課税世帯等に該当する場合は減免規定が適用されますので、減免申請書を提出してください。減免申請については、学校教育課に御相談ください。
- ・保育料の納入については「口座振替」をお願いしています。口座振替依頼書を振替口座のある金融機関に提出してください。
- ・保育料の口座振替日は毎月末日です。（金融機関が休業の場合は翌営業日）当月分を月末に振り替えさせていただきます。  
※短期利用の場合は、翌月末日の請求になります。
- ・こども園、保育所に兄弟姉妹がいる方については、同一の口座から合算して振り替えさせていただきます。この場合、口座振替依頼書の提出は必要ありません。
- ・正当な理由なく保育料の滞納が続く場合は退所となります。

## 6 休所日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ・その他、悪天候や感染症予防のため、休所の必要性があると認められるとき

## 7 登所及び降所について

- ・平日は、学校が放課となった後、小学校から徒歩で登所になります。  
※平日においては、学校放課後、児童が直接登所することを基本としますが、低学年のみとなる場合や悪天候時など、状況に応じて児童クラブのスタッフが補助しています。
- ・利用予定時間終了までにお迎えをお願いします。
- ・土曜日、長期休業中などは、登所・降所とも保護者の方の送迎となります。
- ・学習塾などへの送迎は行っていません。

## 8 各種連絡

### ○欠席・早退について

・翌月の児童クラブ利用予定について、前月中に「利用予定表」を提出していただきます。

・体調不良などで急遽欠席となる場合は、児童クラブまで連絡してください。

◆ あづま児童クラブ	0 2 7 9-5 9-3 1 4 1
◆ いわしま児童クラブ	0 2 7 9-6 7-2 5 0 6
◆ さかうえ児童クラブ	0 2 7 9-2 6-2 3 0 0

・学童クラブでの活動中、37.5度以上の発熱や、体調不良等の症状が見られた場合は保護者に連絡することがあります。その様な場合は、できるだけ早めのお迎えをお願いします。

・日頃から、お子さまの健康観察を行っていただくとともに、体調不良が認められる場合は、無理せず休ませるようお願いいたします。

## 9 持ちもの

・上履き、コップ、手拭きタオル、歯磨きセット

・着替え用の衣類

上着（上下）、下着、靴下など一式を袋に入れて持参してください。

※誰のものか分かるよう、持ち物には名前を記入してください。

## 10 お弁当・おやつ

・児童クラブでは、おやつと飲み物を提供しています。（利用料に含まれていません。）

・土曜日及び長期休業中は、昼食(お弁当)・飲み物を持参してください。

・児童が現金を持参し、食べ物・飲み物を買うことは禁止しています。

・イベントなど児童クラブのプログラムとして、おやつを手作りすることがあります。

その際は、利用している児童クラブから事前にお知らせいたします。

## 1 1 各種届出

・入所の際には、入所申込書(児童1人につき1枚)・就労証明書等(父母とも)の提出が必要です。就労証明書は、兄弟姉妹で申込みをする場合、2人目以降の添付は省略できます。

なお、在籍している児童についても、毎年度末に次年度の入所案内をしますので、上記書類の提出をお願いします。

(入所申込書・就労証明書の様式は、児童クラブ・学校教育課に備えてあるほか、東吾妻町ホームページからもダウンロードできます。)

・転居した場合、また、保護者の方の勤務先変更など、ご家族ご家庭において異動がありましたら、速やかに児童クラブに申し出てください。

・児童クラブを退所する場合は、「退所届」の提出が必要です。  
(退所届の様式は、児童クラブにあります。)

## 1 2 傷害保険への加入

・入所された児童は万が一に備え、児童全員、傷害保険に加入していただきます。  
保険料は、保護者のご負担となります。

◆財団法人児童健全育成推進財団の児童クラブ共済制度(普通傷害保険)

1名(12か月分) 1,620円 ※金額は変更になることがあります。

## 1 3 緊急時の対応について

・児童クラブでの活動中、大規模災害(大地震・大型台風等)が発生した場合、児童クラブ支援員は対応マニュアルに従い児童の安全確保に努めますが、保育が困難な状況下においては、保護者に緊急連絡を行い、引き渡しを実施いたします。

何よりもお子さんの安全を第一に考えた対応に努めますので、保護者皆様のご協力をお願いします。

・緊急時の連絡や、おやつのアレルギー対応等に必要となるため、「児童票・緊急連絡票」については、漏れなく記入し提出してください。(入所申込書裏面)

## 1 4 その他

・**宿題は各児童が自主的に行うことを基本としています**ので、指導等はありません。  
宿題を終えたかどうかについては、各家庭で確認をお願いします。

東吾妻町教育委員会事務局 学校教育課

TEL 0279-68-2111 (内線2303)

(令和6年2月版)